

関係人口の定義について

1	前橋市	前橋市役所へお問合せください。
2	高崎市	次に掲げる（ア）から（オ）までのいずれかに該当すること。 （ア）本市に本店、又は支店が存する企業等に勤務歴があること。 （イ）本市で生産された物品等の直接取引を行っていること。 （ウ）本市に通勤・通学歴があること。 （エ）本市に居住歴があること。 （オ）本市に親族が居住していること。
4	伊勢崎市	伊勢崎市役所へお問合せください。
5	太田市	次に掲げる事項の全てに該当すること。 （ア）本申請時において、太田市へふるさと納税の寄附実績があり、40歳未満であること。 （イ）次のi又はiiに該当すること。 i 市内に住宅（専用住宅、併用住宅（店舗等の用に供する部分を除く。）、区分所有されたマンション及び長屋建住宅のうち、個人が所有し、自己の居住の用途に供する建物をいう。）を購入して転入すること。 ii 市が実施した事業に講師として参加した実績があること。
7	館林市	館林市へのふるさと納税を直近5年間のうち通算3年間以上しているか又は、市内で実施する行事に複数回参加が確認できるかたで、50歳未満の方のうち以下のいずれかに該当する方 1 市内に本社を有する企業に就職した方 2 市内に住宅を取得した方
8	渋川市	次に掲げる事項の全てに該当することとする。 （ア）渋川市へのふるさと納税者又は渋川市移住希望者お試し滞在費支援補助金の交付を受けた者であること。 （イ）40歳未満であること。 （ウ）市区町村税の未納がないこと。 （エ）この要綱に基づく申請と同一年度内に渋川市内の小規模特認校へ入学し卒業までの間在籍する子と同一世帯に転入した扶養義務者、不動産売買により渋川市内の住宅等（住宅等は売主が宅地建物取引業者である又は宅地建物取引業者が仲介したものであり、2親等以内からの贈与又は売買によるものではないもの、かつ、所有権保存登記又は所有権移転登記完了から1年以内のものとする。以下、同じ。）を取得しその住宅等に居住する転入者若しくは5年以上継続して農業に従事する意思のある就農転入者のいずれかであること。
9	藤岡市	藤岡市役所へお問合せください。
10	富岡市	次のいずれにも該当すること。 （ア）本市へのふるさと納税を本申請の日に属する年を含む直近5年間のうち3年以上行っていること。 （イ）本申請の日に属する年度の初日において、満39歳以下であること。 （ウ）本市に、転入と同時又は転入前に新築住宅（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81条）第2条第2項に規定する新築住宅をいう。）、中古住宅（新築住宅以外の住宅をいう。）又は空き家住宅（中古住宅において無人又は利用されていないものをいう。）で、玄関、トイレ、台所、浴室及び居室を有し、利用上の独占を有する住宅で、床面積（居住の用に供する部分と事業に要する部分が結合する併用住宅にあっては、居住の用に供する部分の床面積）が50平方メートル以上の専用住宅又は併用住宅を取得したこと。
11	安中市	安中市役所へお問合せください。
12	みどり市	みどり市役所へお問合せください。

関係人口の定義について

15	上野村	上野村役場へお問合せください。
16	神流町	神流町へのふるさと納税者であり、50歳未満の方のうち次のいずれかに該当すること。 (ア) 住宅（新築、中古住宅、空き家）取得転入者 (イ) 18歳以下と同居する扶養義務のある転入者 (ウ) 神流町産業振興支援補助金の交付決定を受けた転入者
18	南牧村	南牧村役場へお問合せください。
19	甘楽町	次に掲げる事項の全てに該当すること。 (ア) 仮申請日時点で年齢が50歳未満であること。 (イ) 当町へのふるさと納税を直近5年間のうち3年以上していること。 (ウ) 当町に所在する住宅(新築、建売、中古住宅等)を取得していること
20	中之条町	次に掲げる事項に該当すること。 ①当町へのふるさと納税の納税者であり、3万円以上の寄附をして準町民として認定を受けている者。または「中之条町出身者／登録制度」に登録している者。
24	高山村	関係人口に関する要件として、たかやま暮らしお試し住宅を利用したことがある者又は継続して3箇月以上、本村の移住定住コーディネーターへ移住相談を行っている者で、次に掲げる事項のいずれかに該当する者。ただし、ア及びイに該当する者で、当該資金及び補助金の交付申請が不採択となった場合は移住支援金の対象としない。 ア 農業次世代人材投資資金を活用し、本村で農業に従事する意思がある者。 イ 高山村創業支援事業補助金を活用し、本村で起業する意思がある者。 ウ 村内の企業等へ就業後1年以内の者で5年以上継続して当該企業等へ就業する意思のある者。
27	川場村	川場村へお問合せください。
29	みなかみ町	次に掲げる事項の全てに該当すること。 (ア) みなかみ町内の空き家等を自らの居住の用に供するため、その所有者等と購入契約を締結した者 (イ) ローカルベンチャー創出・育成・ステップアップ支援事業に参加し、みなかみ町内に事業所を有し事業を営む個人又は法人
30	玉村町	町に住民票を置き、過去に1年以上継続して居住したことがあること。
31	板倉町	本町へのふるさと応援寄附をしている者、本町への居住歴がある者、本町への通勤歴がある者、本町への通学歴がある者又は本町に民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族が居住している者のうち、次に掲げる事項の全てに該当すること。 (ア) 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 a 支給申請者の年齢が50歳未満であること。 b 支給申請者の配偶者の年齢が50歳未満であること。 c 支給申請者が、同一世帯において15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育していること。 (イ) 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 a 板倉町住宅取得支援事業補助金交付要綱（平成27年板倉町告示第69号）第10条に規定する補助金額の確定を受けた者であること。 b 新たに就農する個人で、次に掲げる事項の全てに該当すること。 (a) 土地や資金等を独自に調達し、新たに農業経営を開始する者又は3親等以内の親族の農業経営を継承する意志のある者であること。 (b) 農作業に従事する日数が年間150日以上であること。 (c) 法人等と雇用契約を締結している被雇用者でないこと。

関係人口の定義について

32	明和町	明和町役場へお問合せください。
33	千代田町	次に掲げる事項のいずれかに該当し、ふれあいタウンちよだ分譲地を購入していること。 ア 本町に「ふるさと応援寄附金」を行っていること。 イ 本町が実施した「千代田町周遊ツアー」に参加していること。 ウ 本町が開催した「ちよだ利根川おもてなしマラソン」に参加していること。
34	大泉町	ア 本申請日において49歳以下であること。 イ 本町へのふるさと納税の寄附実績があること。 ウ 本町への転入に伴い、町内に住宅（新築、建売及び中古住宅をいいます。）を取得していること。 エ ア～ウについて証明する書類を用意できること。
35	邑楽町	(1) 支援金の申請日の直近3年以内に邑楽町にふるさと納税を行っていること。 (2) 住宅（邑楽町の区域内で自己の居住の用に供する住宅であって、居室、専用の台所、便所及び玄関を有するもの（併用住宅にあつては、これらの居住の用に供する部分の床面積が総床面積の2分の1以上であるもの）に限る。以下同じ。）の取得（申請者又はその配偶者の3親等以内の親族からの取得を除く。）をしている、又は住宅の建築工事の請負契約を締結していること。